

東京都運輸事業者向け 燃料費高騰緊急対策事業支援金について

多摩支部会員の皆様におかれましては、現下の燃料や物価の高騰で大変苦慮されていることかと存じます。この現在の情勢を鑑み、東京都が昨年度に引き続き、運送事業者に向けた緊急の補助金を実施することとなりましたので、ここに情報提供させていただきます。

種別	交付額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック】	1台当たり 23,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック】	1台当たり 8,000円

<対象事業者>

- ・令和6年10月1日までに、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。
- ・都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小貨物運送事業者であること。
- ・令和6年11月15日以降も、引き続き事業継続の意向があること。

<対象車両>

- ・化石燃料を使用して、自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く）
- ・令和6年10月1日までに、関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載された有効期間の満了する日が同日以降である自動車。
- ・事業者要件において定める運送事業の用に供する自動車。
- ・支援対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用している自動車。

1 申請方法 : 専用サイト（現状未開設）より電子申請又は郵送

- ▶ 詳細及び様式については、「東京都都市整備局」のHP右上部検索ボックスにて、「燃料費高騰」とご検索の上、該当記事である「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」のページをクリックして下さい。
- ▶ 11月15日現在では、電子申請専用サイトは未開設となっております。順次更新されるので、定期的なご確認をお勧め致します。

2 申請期間 : 令和6年11月15日（金）～ 令和7年1月22日（水）

〔 令和6年11月15日（火） → 郵送による受付
電子申請専用サイト開設後 → 原則、電子申請（郵送も可） 〕

尚、詳細については、11月10日付のトラック時報も併せてご確認ください。

《この件に関するお問い合わせ先》

東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第二本庁舎11階南側
TEL: 03-5388-3275